

徳島県宮坂州発電所の売電先選定プロポーザル実施要領

令和8年7月

1 趣旨

この要領は、徳島県宮坂州発電所で発電する電気の売電先を選定するための公募（以下「本公募」という。）に際し、必要な事項を定めたものである（以下「本要領」という。）。

売電先の選定にあたっては、坂州発電所の電気及びその環境価値を有効活用することにより、地域の活性化や経済振興等（以下「地域貢献等」という。）につなげることに着目したプロポーザル方式の公募を実施する。

2 概要

(1) 対象発電所

発電所名：坂州発電所 最大出力：2, 500 kW

対象発電所の詳細については、「徳島県宮坂州発電所の売電に係る仕様書」による。

(2) 契約及び売電の期間

ア 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで

イ 売電期間 令和9年4月1日0時から令和11年3月31日24時までの2年間

(3) 売電条件等に関する事項

「徳島県宮坂州発電所の売電に係る仕様書」による。

3 参加資格

本公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申し込み時点において、次の事項を全て満たすことを条件とする。

なお、本公募へは複数の者が共同で参加すること（以下「共同参加」という。）も可能とするが、この場合（7）の事項については、共同で満たすものとする。また、共同参加の場合は、あらかじめ代表者を定めることとし、代表者は各種手続を代表して行うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法

律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者(みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。)の登録を受けている者であること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (7) 令和7年度の小売電気事業者としての徳島県内における電気の販売実績が5,500,000kWh以上あること、又は、売電期間を通じて年間5,500,000kWh以上の徳島県内の電灯電力等需要に対する供給計画(電気事業法第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出た直近の供給計画における需要電力量のうち、徳島県内分としてプロポーザル参加者が提示するもの)を有する者であること。
- (8) 売電期間において受給することが可能であること。
- (9) 小売電気事業に係る事業所(支店、営業所含む)が徳島県内にあること。

4 日程

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) プロポーザル公告 | 令和8年7月13日(月) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和8年7月27日(月)午後4時まで |
| (3) 質問の回答期限 | 令和8年8月 3日(月)まで |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和8年8月 6日(木)午後4時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和8年8月10日(月)まで |
| (6) 企画提案書提出期間 | 令和8年8月17日(月)から
令和8年9月 9日(水)午後4時まで |
| (7) 企画提案審査開催通知 | 令和8年9月14日(金)まで |
| (8) プレゼンテーション | 令和8年9月25日(金)(予定) |
| (9) 企画提案審査結果通知 | 令和8年10月上旬(予定) |

5 質問及び回答

(1) 質問方法

本要領に関する質問がある場合は、質問票(様式3)を原則として電子メールにより下記あて先に送信すること。受付期限は、本要領4(2)のとおり。

(2) 回答方法

原則として電子メールにより、質問者に随時回答するとともに、県ホームページに掲載する。回答期限は、本要領4(3)のとおり。

(3) 送信先、問合せ先

ア メールアドレス:kigyoukyokujigyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

イ 電子メールの件名を「売電先選定公募の質問」とすること。

ウ 質問に関する問合せ先は、本要領6(4)と同じ。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 小売電気事業者の登録を証する書類
- ウ 徳島県内における電気の販売実績を証する書類又は供給計画に相当すると認められる書類
- エ 登記簿謄本
- オ 納税証明書
- カ 会社パンフレット等
- キ 財務諸表（直近の3会計年度分）又は財務諸表に相当すると認められるもの
- ク 企画提案書（様式2）
- ケ その他、県が求めた資料等

(2) 提出部数

上記ア～ケ 正1部 副7部

共同参加の場合は、全参加者分を提出すること（ア及びクを除く。）。

(3) 提出期間

上記ア～キ 令和6年8月 6日（木）午後4時まで

上記ク 令和6年8月17日（月）から令和8年9月9日（水）午後4時まで

(4) 提出先、問合せ先

〒770-0855

徳島県徳島市新蔵町1丁目86 徳島県企業局総合管理推進センター4階

徳島県企業局事業推進課 エネルギー・地域貢献担当

電話 088-678-7418（直通）

(5) 提出方法

郵送又は持参（要事前連絡）

(6) 留意事項

- ア 参加者1者につき1提案とする。
- イ 提出された書類は、原則として返却しない。差替は不可とする。
- ウ 提出書類作成やプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- エ 提出期間は厳守すること。（郵送の場合は必着）
- オ 参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること。

7 企画提案審査

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 買取単価の提案が徳島県の設定した最低単価（非公表）を下回る場合
- ウ 様式2企画提案書において、「地域貢献等」の項目のうち、「県営水力発電の優れた環境価値の有効活用に関するPR」、「CO2フリー料金プラン」及び「地域還元プラン」の提案がなかった場合

※「地域還元プラン」の原資は「CO2フリー料金プラン」による収益の一部とし、「直接還元プラン」又は「間接還元プラン」のどちらか一方は必ず提案するものとする。

エ 別紙1 評価基準に示す「地域貢献等」及び「経営の確実性」における評価点数の合計が配点に対して5割に満たない場合

オ プレゼンテーションに参加しなかった場合

カ その他不正な行為があった場合

(2) プレゼンテーション

提案の内容を確実に把握するためプレゼンテーションを実施する。

ア 開催時期 令和8年9月25日（金）（予定）

イ 場 所 徳島県企業局総合管理推進センター（予定）

ウ 時 間 1参加者あたり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内（予定）とする。

エ 説明者数 1参加者あたり、説明者数は3名以内とする。

オ 説明方法 プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うこと。企画提案書と同一内容である場合に限りパソコンやモニターなどの使用を認める。

カ そ の 他 プレゼンテーションの時刻、場所等は企画提案審査開催通知により参加者に通知する。なお、災害等により予定どおり開催できない場合は、日程の変更をすることがある。

(3) 審査方法

ア 徳島県が別途設置する審査委員会において審査する。

イ 本要領7（1）の失格事項に関する審査を行う。

ウ 別紙1に示す評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションについて評価を行う。

エ 評価点数の合計が最も高い者を「売電候補者」とする。

オ 同点の場合は、審査員の合議により決定するものとする。

(4) 審査結果通知

プレゼンテーションへ参加した者に対して書面により審査結果を通知する。

8 審査結果の公表

(1) 公表方法

売電候補者の決定後、県議会の議決を経て、県ホームページで審査結果を公表する。

(2) 公表内容

参加者数、売電候補者名、評価点（売電候補者のみ）を公表する。

9 契約の締結等

(1) 契約書等

ア 売電候補者の決定後、企画提案内容を含めた契約が締結できるよう協議する。

イ 電力受給契約は、別途提示する電力受給契約書（案）に基づき、徳島県と売電候補者が詳細について協議のうえ締結する。

ウ 共同参加の場合は、全構成員と連名で契約するものとし、契約締結後は、全構成

員が共同連帯し契約内容を履行するものとする。また、契約書（案）第23条の規定は構成員のいずれかが該当する場合に適用する。

（2）契約条件

「徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和54年3月26日、徳島県条例第25号）」により、徳島県営発電所において発電する電気の「売電料金の額」、「売電の期間」及び「売電料金の徴収の方法」に関しては、徳島県議会の議決事項であることから、議決後に契約を締結する。

（3）契約保証金

ア 売電候補者が、電力受給契約を締結する場合には、徳島県契約事務規則第6条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。

イ なお、同規則第6条第6項に該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。

10 その他

（1）提出書類は、審査作業等に必要な範囲において複製を行う場合がある。

（2）提出書類は、徳島県情報公開条例の規定により開示する場合がある。

（3）徳島県の都合により、この公募を変更、中止する場合がある。